

奈良県福祉医療に係る  
電子レセプトの記録方法について  
(調剤)

福祉医療に係る電子レセプト記録方法について(調剤)

- (1)記録形式 厚生労働大臣が定める方式と同じ
- (2)ファイル構成 厚生労働大臣が定める方式と同じ
- (3)情報表記仕様 厚生労働大臣が定める方式と同じ
- (4)各種レコードの記録要領に関する事項
  - ア 薬局情報
    - (ア)薬局情報レコード 厚生労働大臣が定める方式と同じ
    - (イ)マルチボリューム識別情報 厚生労働大臣が定める方式と同じ

イ レセプト共通情報

レセプト共通レコード

以下の項目以外は、厚生労働大臣が定める方式と同じ

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容
レセプト種別	数字	4	固定	レセプト種別コード(別表5)を記録する。

ウ レセプト情報

(ア)保険者レコード

厚生労働大臣が定める方式と同じ

(イ)公費レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	
レコード識別情報	英数	2	固定	“KO”を記録する。	
公費負担医療	負担者番号	英数	8	固定	処方せん等に記入されている公費負担者番号8桁を記録する。
	受給者番号	数字	7	可変	1 処方せん等に記入されている受給者番号7桁を記録する。 2 受給者番号が7桁に満たない場合は、先頭から“0”を記録し、7桁で記録する。
	任意給付区分	数字	1	可変	1 国民健康保険又は退職者医療の場合、公費負担者に任意給付があるときは、“1”を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。
処方せん受付回数	数字	2	可変	1 福祉医療に係る処方せんの受付回数を記録する。 2 有効桁数が2桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。	
合計点数	数字	8	可変	1 福祉医療の合計点数を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。	
予備	数字	5	可変	記録を省略する。	
一部負担金額	数字	8	可変	1 医療券等に記入されている公費負担医療に係る患者の負担額を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
予備	数字	6	可変	記録を省略する。	

(ウ)国保連固有情報レコード

厚生労働大臣が定める方式と同じ

エ 処方情報

(ア)処方基本レコード

厚生労働大臣が定める方式と同じ

(イ)調剤情報レコード

以下の項目以外は、厚生労働大臣が定める方式と同じ

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容
調剤料 算定先 負担区分 コード	英数	1	固定	当該調剤料の負担区分コード(別表12)を記録する。

項目		モード	最大バイト	項目形式	記録内容	
加算料	負担区分・コード・点数	負担区分	英数	1	可変	1 算定を行った加算料について、当該加算料の負担区分、加算料コード、点数を順次、対で記録する。ただし、調剤基本料に対応する加算については記録しない。 2 点数の有効桁数が4桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 加算料が10種類に満たない場合は、残りは省略する。
		コード	数字	9	可変	
		点数	数字	4	可変	
	~					
	~	負担区分	英数	1	可変	
		コード	数字	9	可変	
点数		数字	4	可変		

(ウ)医薬品レコード 以下の項目以外は、厚生労働大臣が定める方式と同じ

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容
負担区分	英数	1	固定	負担区分コード(別表12)を記録する。

(エ)特定器材レコード 以下の項目以外は、厚生労働大臣が定める方式と同じ

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容
負担区分	英数	1	固定	負担区分コード(別表12)を記録する。

(オ)コメントレコード 厚生労働大臣が定める方式と同じ

オ 摘要欄情報  
摘要欄レコード

厚生労働大臣が定める方式と同じ

カ 基本料・薬学管理料情報  
基本料・薬学管理料レコード

以下の項目以外は、厚生労働大臣が定める方式と同じ

項目		モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考		
調剤基本料	負担区分・コード・点数	負担区分	英数	1	可変	1 算定を行った調剤基本料について、当該調剤基本料の負担区分コード(別表12)を記録する。 2 調剤基本料の算定がない場合は、記録を省略する。		
薬学管理料	負担区分・コード・回数・点数	負担区分	英数	1	可変	1 算定を行った薬学管理料について、当該薬学管理料の負担区分、薬学管理料コード、回数、点数を順次、対で記録する。 2 調剤を行っていない月の服薬情報提供又は在宅患者訪問薬剤管理指導の算定の場合は、摘要薬学管理料欄に記録することとし、記録を省略する。 3 回数の有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 4 点数の有効桁数が4桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 5 薬学管理料コードが12種類に満たない場合は、残りは省略する。		
		コード	数字	9	可変			
		回数	数字	3	可変			
		点数	数字	4	可変			
	~							
	~	負担区分	英数	1	可変			
		コード	数字	9	可変			
		回数	数字	3	可変			
		点数	数字	4	可変			
		~						
~								
摘要薬学管理料	負担区分・コード・回数・点数	負担区分	英数	1	可変	1 調剤を行っていない月に服薬情報提供又は在宅患者訪問薬剤管理指導の算定を行った場合、負担区分、薬学管理料コード、回数、点数を記録する。 2 算定を行った薬学管理料について、当該薬学管理料の負担区分、薬学管理料コード、回数、点数を順次、対で記録する。 3 回数の有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 4 点数の有効桁数が4桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 5 薬学管理料コードが3種類に満たない場合は、残りは省略する。	調剤を行っていない月に服薬情報提供又は在宅患者訪問薬剤管理指導の算定を行った場合は、摘要薬学管理料の欄に必要事項を記録する。その他の場合は記録を省略する	
		コード	数字	9	可変			
		回数	数字	3	可変			
		点数	数字	4	可変			
	~	負担区分	英数	1	可変			
		コード	数字	9	可変			
		回数	数字	3	可変			
		点数	数字	4	可変			
		~						
		~						

項目		モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考	
摘要薬学管理料	前回調剤年月日	数字	7	可変	算定した薬学管理料の対象となる調剤日を和暦で“GYMMDD”の形式で記録する。		
	前回調剤数量	数字	3	可変	1 算定した薬学管理料の対象となる調剤数量(投薬日数)を記録する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。		
調剤基本管理料	負担区分・コード	負担区分	英数	1	可変	1 調剤基本料加算を算定する場合は、当該調剤基本料加算の負担区分、調剤基本料加算コード、回数、点数を順次、対で記録する。 2 回数の有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 点数の有効桁数が4桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 4 調剤基本料加算コードが4種類に満たない場合は、残りは省略する。 5 調剤基本料加算の算定がない場合は、記録を省略する。	
		コード	数字	9	可変		
		回数	数字	3	可変		
		点数	数字	4	可変		
	負担区分・回数・点数	負担区分	英数	1	可変		
		コード	数字	9	可変		
		回数	数字	3	可変		
		点数	数字	4	可変		
	負担区分・回数・点数	負担区分	英数	1	可変		
		コード	数字	9	可変		
		回数	数字	3	可変		
		点数	数字	4	可変		

キ 調剤報酬請求書情報  
調剤報酬請求書レコード

厚生労働大臣が定める方式と同じ

オンライン請求時にエラーがでないよう整合性をとってください。

参考資料: 厚生労働省診療報酬情報提供サービス「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(調剤用)平成22年10月版」

別表5 レセプト種別コード(調剤)

コード名	コード	社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会
レセプト 種 別 (調剤)	4112	調剤・医保単独 ・本人	調剤・国保単独 ・世帯主
	4114	"・" ・未就学者	"・" ・未就学者
	4116	"・" ・家族	"・" ・その他
	4118	"・" ・高齢受給者一般・低所得者	"・" ・高齢受給者一般・低所得者
	4110	"・" ・高齢受給者7割	"・" ・高齢受給者7割
	4122	"・医保と1種の公費併用・本人	"・国保と1種の公費併用・世帯主
	4124	"・" ・未就学者	"・" ・未就学者
	4126	"・" ・家族	"・" ・その他
	4128	"・" ・高齢受給者一般・低所得者	"・" ・高齢受給者一般・低所得者
	4120	"・" ・高齢受給者7割	"・" ・高齢受給者7割
	4132	"・医保と2種の公費併用・本人	"・国保と2種の公費併用・世帯主
	4134	"・" ・未就学者	"・" ・未就学者
	4136	"・" ・家族	"・" ・その他
	4138	"・" ・高齢受給者一般・低所得者	"・" ・高齢受給者一般・低所得者
	4130	"・" ・高齢受給者7割	"・" ・高齢受給者7割
	4142	"・医保と3種の公費併用・本人	"・国保と3種の公費併用・世帯主
	4144	"・" ・未就学者	"・" ・未就学者
	4146	"・" ・家族	"・" ・その他
	4148	"・" ・高齢受給者一般・低所得者	"・" ・高齢受給者一般・低所得者
	4140	"・" ・高齢受給者7割	"・" ・高齢受給者7割
	4152	"・医保と4種の公費併用・本人	"・国保と4種の公費併用・世帯主
	4154	"・" ・未就学者	"・" ・未就学者
	4156	"・" ・家族	"・" ・その他
	4158	"・" ・高齢受給者一般・低所得者	"・" ・高齢受給者一般・低所得者
	4150	"・" ・高齢受給者7割	"・" ・高齢受給者7割
	4212	"・公費単独	_____
	4222	"・2種の公費併用	_____
	4232	"・3種の公費併用	_____
	4242	"・4種の公費併用	_____
	4318	"・後期高齢者単独 ・一般・低所得者	調剤・後期高齢者単独 ・一般・低所得者
	4310	"・" ・7割	"・" ・7割
	4328	"・後期高齢者と1種の公費併用 ・一般・低所得者	"・後期高齢者と1種の公費併用 ・一般・低所得者
	4320	"・" ・7割	"・" ・7割
	4338	"・後期高齢者と2種の公費併用 ・一般・低所得者	"・後期高齢者と2種の公費併用 ・一般・低所得者
	4330	"・" ・7割	"・" ・7割
	4348	"・後期高齢者と3種の公費併用 ・一般・低所得者	"・後期高齢者と3種の公費併用 ・一般・低所得者
	4340	"・" ・7割	"・" ・7割
	4358	"・後期高齢者と4種の公費併用 ・一般・低所得者	"・後期高齢者と4種の公費併用 ・一般・低所得者
	4350	"・" ・7割	"・" ・7割

コード名	コード	社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会
レセプト 種 別 (調剤)	4 4 1 2	_____	調剤・退職者単独 ・本人
	4 4 1 4	_____	" ・ " ・未就学者
	4 4 1 6	_____	" ・ " ・家族
	4 4 2 2	_____	" ・退職者と1種の公費併用・本人
	4 4 2 4	_____	" ・ " ・未就学者
	4 4 2 6	_____	" ・ " ・家族
	4 4 3 2	_____	" ・退職者と2種の公費併用・本人
	4 4 3 4	_____	" ・ " ・未就学者
	4 4 3 6	_____	" ・ " ・家族
	4 4 4 2	_____	" ・退職者と3種の公費併用・本人
	4 4 4 4	_____	" ・ " ・未就学者
	4 4 4 6	_____	" ・ " ・家族
	4 4 5 2	_____	" ・退職者と4種の公費併用・本人
	4 4 5 4	_____	" ・ " ・未就学者
	4 4 5 6	_____	" ・ " ・家族

別表6 男女区分コード

コード名	コード	内 容
男女区分コード	1	男
	2	女

別表12 負担区分コード

		負担区分コード	医保	公費	公費	公費	公費
医保 と 公費 又 は 公費 と 公費 の 併 用	1者	1					
		5					
		6					
		B					
		C					
	2者	2					
		3					
		E					
		G					
		7					
		H					
		I					
		J					
		K					
		L					
	3者	4					
		M					
		N					
		O					
		P					
		Q					
		R					
		S					
		T					
		U					
	4者	V					
W							
X							
Y							
Z							
5者	9						

注1 は請求点数のある管掌（法別）である。

2 国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者医療については、医療保険を国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者医療と読み替える。

法別負担者番号

市郡	保険者名	乳幼児・子ども(71)			障害者(81)			母子家庭(91)					
		法別	府県	実施機関	法別	府県	実施機関	法別	府県	実施機関			
市	1 奈良市	71	29	001	9	81	29	001	7	91	29	001	5
	2 大和高田市	71	29	002	7	81	29	002	5	91	29	002	3
	3 大和郡山市	71	29	003	5	81	29	003	3	91	29	003	1
	4 天理市	71	29	004	3	81	29	004	1	91	29	004	9
	5 橿原市	71	29	005	0	81	29	005	8	91	29	005	6
	6 桜井市	71	29	006	8	81	29	006	6	91	29	006	4
	7 五條市	71	29	007	6	81	29	007	4	91	29	007	2
	8 御所市	71	29	008	4	81	29	008	2	91	29	008	0
	9 生駒市	71	29	009	2	81	29	009	0	91	29	009	8
	10 香芝市	71	29	071	2	81	29	071	0	91	29	071	8
	11 葛城市	71	29	010	0	81	29	010	8	91	29	010	6
	12 宇陀市	71	29	011	8	81	29	011	6	91	29	011	4
山辺郡	13 山添村	71	29	053	0	81	29	053	8	91	29	053	6
生駒郡	14 平群町	71	29	054	8	81	29	054	6	91	29	054	4
	15 三郷町	71	29	055	5	81	29	055	3	91	29	055	1
	16 斑鳩町	71	29	056	3	81	29	056	1	91	29	056	9
	17 安堵町	71	29	057	1	81	29	057	9	91	29	057	7
磯城郡	18 川西町	71	29	058	9	81	29	058	7	91	29	058	5
	19 三宅町	71	29	059	7	81	29	059	5	91	29	059	3
	20 田原本町	71	29	060	5	81	29	060	3	91	29	060	1
宇陀郡	21 曾爾村	71	29	065	4	81	29	065	2	91	29	065	0
	22 御杖村	71	29	066	2	81	29	066	0	91	29	066	8
高市郡	23 高取町	71	29	067	0	81	29	067	8	91	29	067	6
	24 明日香村	71	29	068	8	81	29	068	6	91	29	068	4
北葛城郡	25 上牧町	71	29	072	0	81	29	072	8	91	29	072	6
	26 王寺町	71	29	073	8	81	29	073	6	91	29	073	4
	27 広陵町	71	29	074	6	81	29	074	4	91	29	074	2
	28 河合町	71	29	075	3	81	29	075	1	91	29	075	9
吉野郡	29 吉野町	71	29	076	1	81	29	076	9	91	29	076	7
	30 大淀町	71	29	077	9	81	29	077	7	91	29	077	5
	31 下市町	71	29	078	7	81	29	078	5	91	29	078	3
	32 黒滝村	71	29	079	5	81	29	079	3	91	29	079	1
	33 天川村	71	29	081	1	81	29	081	9	91	29	081	7
	34 野迫川村	71	29	082	9	81	29	082	7	91	29	082	5
	35 十津川村	71	29	084	5	81	29	084	3	91	29	084	1
	36 下北山村	71	29	085	2	81	29	085	0	91	29	085	8
	37 上北山村	71	29	086	0	81	29	086	8	91	29	086	6
	38 川上村	71	29	087	8	81	29	087	6	91	29	087	4
	39 東吉野村	71	29	088	6	81	29	088	4	91	29	088	2